



三重県公報

令和元年7月2日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
13	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務企画課)	2
14	三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則	(同)	32
	告 示		
155	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務課)	64

規 則

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十三号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(三重県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県県税条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務は、自動車税に係る徴収金の課徴収に関する事務(証紙徴収に係るものを除く。)のうち、調査に関するもの(県税事務所の長(以下「<u>県税事務所長</u>」という。)が行うものに限る。)、督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>第四条 前条に規定する場合を除き、<u>県税事務所長</u>は、条例第八条第十項の規定により課税地とすべき所在地が当該県税事務所以外の県税事務所の所管区域であると認めるときは、当該課税地とすべき所在地を所管する県税事務所長にその旨を通知するとともに、課税地の指定を依頼しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(県税の減免の取扱)</p> <p>第七条 県税事務所長又は自動車税事務所長は、県税の減免についての申請書を受理した場合においては、その実情を調査の上、これを決定しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場の利用に係る特例税率等の要件)</p> <p>第四十二条の二 (略)</p> <p>2 条例第八十二条の二第一項第二号に掲げるゴルフ場の利用について、規則で定める要件は、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民スポーツ大会(当該国民スポーツ大会の予選会を含む。)のゴルフ競技の公式練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用料金が、当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して五分の一以上を軽減した額で定められていることとする。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務は、自動車税に係る徴収金の徴収に関する事務(証紙徴収に係るものを除く。)のうち、督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>第四条 前条に規定する場合を除き、<u>県税事務所</u>の長(以下「<u>県税事務所長</u>」という。)は、条例第八条第十項の規定により課税地とすべき所在地が当該県税事務所以外の県税事務所の所管区域であると認めるときは、当該課税地とすべき所在地を所管する県税事務所長にその旨を通知するとともに、課税地の指定を依頼しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(県税の減免の取扱)</p> <p>第七条 県税事務所長又は自動車税事務所長は、県税の減免についての申請書を受理した場合においては、その実情を調査のうえ、異例に属するものを除いてこれを決定し、異例に属するものにあつては申請書に調査を添えて遅滞なく知事に進達しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場の利用に係る特例税率等の要件)</p> <p>第四十二条の二 (略)</p> <p>2 条例第八十二条の二第一項第二号に掲げるゴルフ場の利用について、規則で定める要件は、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民体育大会(当該国民体育大会の予選会を含む。)のゴルフ競技の公式練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用料金が、当該ゴルフ場の通常の利用料金に比較して五分の一以上を軽減した額で定められていることとする。</p> <p>3 5 (略)</p>

<p>(免税証を紛失した場合の処置)</p> <p>第六十八条の八 (略)</p> <p>2 県税事務所長は、前項の規定による紛失届を受けたときは、直ちにその事実を調査し、調書を添えて知事に進達しなければならない。ただし、当該紛失届について、免税証の有効期限の属する月の翌々月以後に提出された場合は、知事への進達を省略することができる。</p> <p>3 知事は、前項の規定による進達があつたときは、遅滞なくその免税証が無効である旨を県公報により公告するとともに、別に定めるものについては、関係都道府県に通知するものとする。</p>	<p>(免税証を紛失した場合の処置)</p> <p>第六十八条の八 (略)</p> <p>2 県税事務所長は、前項の規定による紛失届を受けたときは、直ちにその事実を調査し、調書を添えて知事に進達しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による進達があつたときは、遅滞なくその免税証が無効である旨を県公報により公告するとともに、関係都道府県に通知するものとする。</p>
--	--

第百二号様式を次のように改める。

第 102 号様式 (第 85 条関係)

県税事務所長 宛て		※ 検 了				
年度 狩 猟 税 収 入 証 紙 納 付 書						
納税義務者	住所	職 業				
	氏名	※登録番号	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
		※登録年月日	年 月 日			
税 率 の 区 分						
狩猟の登録の種類	イ 全域に係る狩猟者の登録	ロ 三重県県税条例第190条第2項第1号の登録 (放鳥獣猟区)	ハ 三重県県税条例第190条第2項第2号の登録 (放鳥獣猟区等)	ニ 三重県県税条例附則第24条の2第1項の登録 (許可証)	ホ 三重県県税条例附則第24条の2第2項の登録 (従事者証)	
狩猟者の登録を受ける者						
① 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、②に掲げる者以外のもの	16,500円	4,100円	12,300円	8,200円	8,200円	
② 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	11,000円	2,700円	8,200円	5,500円	5,500円	
③ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、④に掲げる者以外のもの	8,200円	2,000円	6,100円	4,100円	4,100円	
④ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	5,500円	1,300円	4,100円	2,700円	2,700円	
⑤ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	1,300円	4,100円	2,700円	2,700円	
証紙はり付欄						

- 注 1 該当する税額欄を○で囲んでください。
 2 収入証紙は、納税義務者において消印しないでください。消印すると無効となります。
 3 ②又は④に該当する場合は、市町村長の証明書が必要です。
 4 ※印欄は、記入しないでください。

第百四号様式中「~~控券支差票記録~~」を「~~画一併票記録~~」に、「~~画差第8号~~」を「~~画差第9号~~」に改める。

第二条 三重県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 普通税</p> <p>第一節～第五節 (略)</p> <p>第六節 削除</p> <p>第六節の二～第十節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務は、自動車税種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(証紙徴収に係るものを除く。)のうち、調査に関するもの(県税事務所の長(以下「<u>県税事務所長</u>」という。))が行うものに限る。)、督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>(徴収金の納付又は納入の方法等)</p> <p>第十六条 条例第十四条の三の規定により県の徴収金を指定金融機関に納付若しくは納入又は郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うもの)をいう。以下同じ。)に払込みをする場合においては、第十六号様式(当該書類(個人の事業税(以下「<u>個人事業税</u>」という。)、不動産取得税及び自動車税種別割に係るものに限る。))に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)又は法施行規則第十二号の二様式、第十二号の六様式、第十二号の九様式、第十二号の十二様式若しくは第十六号の四様式によらなければならない。ただし、郵便局に払込みをする場合には、第十七号様式の二による払込票によることができる。</p> <p>(税額の増減額等変更に係る手続)</p> <p>第二十条の三 個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、釧区税及び狩猟税の税額を変更した場合は、その旨を第二十三号様式の三による増(減)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 普通税</p> <p>第一節～第五節 (略)</p> <p>第六節 自動車取得税(第五十三条―第六十七条)</p> <p>第六節の二～第十節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第二条 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める事務は、自動車税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(証紙徴収に係るものを除く。)のうち、調査に関するもの(県税事務所の長(以下「<u>県税事務所長</u>」という。))が行うものに限る。)、督促状発付後の当該徴収金の徴収及び滞納処分に関するものとする。</p> <p>(徴収金の納付又は納入の方法等)</p> <p>第十六条 条例第十四条の三の規定により県の徴収金を指定金融機関に納付若しくは納入又は郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うもの)をいう。以下同じ。)に払込みをする場合においては、第十六号様式(当該書類(個人の事業税(以下「<u>個人事業税</u>」という。)、不動産取得税及び自動車税に係るものに限る。))に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)又は法施行規則第十二号の二様式若しくは第十二号の六様式若しくは第十二号の九様式若しくは第十二号の十二様式若しくは第十六号の四様式によらなければならない。ただし、郵便局に払込みをする場合には、第十七号様式の二による払込票によることができる。</p> <p>(税額の増減額等変更に係る手続)</p> <p>第二十条の三 個人事業税、不動産取得税、自動車税、釧区税及び狩猟税の税額を変更した場合は、その旨を第二十三号様式の三による増(減)額通</p>

<p>額通知書によつて、納税者に通知するものとする。</p> <p>第六節 削除</p> <p>第五十三条から第六十七条まで 削除</p>	<p>知書によつて、納税者に通知するものとする。</p> <p>第六節 自動車取得税</p> <p>(申請書等)</p>
	<p>第五十三条 条例第一百十条第一項の規定により納税義務者が提出すべき申告書又は条例第一百十条第二項の規定により自動車の取得者が提出すべき報告書は、法施行規則で定める様式による。</p>
	<p>2 法第二百二十三条第二項の規定により納税義務者が提出すべき修正申告書は、第五十三号様式による。</p> <p>(証紙代金収納計器による表示)</p>
	<p>第五十四条 条例第一百十一条第二項の規定により、証紙代金収納計器による表示を受けようとする自動車取得税の納税義務者は、証紙代金収納計器の設置場所において、納付すべき税額に相当する現金を払込みの上、法施行規則で定める申告書に当該表示を受けなければならない。</p> <p>(証紙代金収納計器取扱者の指定等)</p>
	<p>第五十五条 証紙代金収納計器による表示は、知事の指定を受けた者(以下「証紙代金収納計器取扱者」という。)が行う。</p>
	<p>2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器の設置場所その他の必要事項を記載した第五十四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p>
	<p>3 知事は、第一項の指定をする場合において必要があると認めるときは、その者について必要な資力及び信用の有無並びに証紙代金収納計器の設置予定地の地理的条件を調査する。</p>
	<p>4 知事は、第一項の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示する。指定を取り消し、又は当該事項を変更したときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 証紙代金収納計器取扱者の住所及び氏名 二 証紙代金収納計器の設置場所 三 その他必要な事項 <p>(証紙代金収納計器の取扱い等)</p>
	<p>第五十六条 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の設置場所に第五十五号様式による標札を掲げなければならない。</p>
	<p>2 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の始動に必要な票札(以下「始動票札」という。)をあらかじめ自動車税事務所長から買い受けなければならない。</p>
	<p>3 前項の始動票札は、第五十六号様式による。</p>
	<p>4 証紙代金収納計器取扱者は、第五十四条の規定により自動車取得税の納税義務者から納付すべき税額に相当する現金を受け取つたときは、証紙代金収納計器により証紙代金収納印を表示しなければならない。</p>

5	<p>前項の証紙代金収納印の印影の形式は、第五十七号様式による。</p> <p>(始動票札買受けの手続等)</p>
第五十七条	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札を買受けようとするときは、買受けようとする始動票札の種類その他の必要事項を記載した買受申込書を自動車税事務所に提出しなければならない。</p>
2	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札を買受けたときは、直ちに受領書を自動車税事務所に提出するとともに、当該買受けの日から起算して三日以内に当該始動票札の買受代金を納付しなければならない。</p>
3	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札の買受代金を前項の期限後に納付する場合には、その期限の翌日から納付の日までの期間の日数に就き、当該納付金額に年一四・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せて納付しなければならない。</p> <p>(証紙代金収納計器取扱手数料)</p>
第五十八条	<p>証紙代金収納計器取扱者に対しては、知事の定める額の証紙代金収納計器取扱手数料を支払う。</p> <p>(証紙代金収納計器の使用状況報告)</p>
第五十九条	<p>証紙代金収納計器取扱者は、毎日の証紙代金収納計器の使用状況をその翌日に、毎月の証紙代金収納計器の使用状況をその翌月の三日までに自動車税事務所に報告しなければならない。</p> <p>(証紙代金収納計器の使用状況調査等)</p>
第六十条	<p>自動車税事務所長は、必要があると認めるときは、証紙代金収納計器の使用状況を調査し、又は証紙代金収納計器取扱者に対し必要な指示をすることができる。</p> <p>(証紙代金収納印の印影の無効)</p>
第六十一条	<p>著しく汚染し、又はき損した証紙代金収納印の印影は、無効とする。</p> <p>(始動票札の返還等)</p>
第六十二条	<p>始動票札は、これを返還して現金の選付を受け、又は交換することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき。 二 証紙代金収納計器取扱者の指定を取り消したとき。 三 その他自動車税事務所長がやむを得ないと認めたとき。
2	<p>前項各号のいずれかに該当する場合において、始動票札を返還し、又は交換しようとする者は、始動票札返還(交換)申請書を自動車税事務所長</p>

3	<p>に提出しなければならない。</p> <p>自動車税事務所長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を調査の上、適当と認めるものについてその返還を受け、又は交換をすることが出来る。</p>
4	<p>始動票札を返還の上、その買受代金の還付を受けようとする者は、買受代金還付請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。</p>
5	<p>証紙代金収納計器取扱者は、使用済となつた始動票札は、始動票札返納書により、速やかに自動車税事務所長に返納しなければならない。</p>
6	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札受払簿により、始動票札の受払いの状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(誤表示の取扱い)</p>
第六十三条	<p>証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器により正当額を超える額を表示したときは、当該表示に係る証紙代金収納印の印影を第五十八号様式による誤表示印により判明に消印し、正当額を再表示しなければならない。この場合において、証紙代金収納計器取扱者は、誤表示確認書に必要事項を記載の上、当該申告書を添えて、直ちに自動車税事務所長の確認を受けなければならない。</p>
2	<p>前項の規定により消印した額に相当する金額の還付を受けようとする証紙代金収納計器取扱者は、当該誤表示額の還付請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(納税済印)</p>
第六十四条	<p>条例第百十一条第一項に規定する納税済印は、第五十九号様式による。</p> <p>(納税義務の履行)</p>
第六十五条	<p>条例第百十一条第一項の規定により徴収する自動車取得税の納税義務は、同項の規定による表示を受けた申告書の受理があつたとき又は同項の規定による納税済印の押印のあつたときに履行されたものとする。</p> <p>(免除申告書等)</p>
第六十六条	<p>条例第百十二条第七項の規定により提出する免除申告書若しくは徴収金の還付申請書又は条例第百十三条第二項の規定により提出する免除申請書若しくは徴収金の還付申請書は、第六十号様式による。</p>
2	<p>条例第百十二条第二項の規定により徴収を猶予し、又は同条第四項の規定により徴収猶予を取り消す場合は、第七号様式の二による徴収猶予承認通知書又は第七号様式の七による徴収猶予取消通知書によつて、申告者に通知しなければならない。</p> <p>(条例第百十四条第二項に規定する規則で定める書類)</p>

<p>(申告書等)</p> <p>第六十九條 条例第百三十四條第一項の規定により納税義務者が提出すべき申告書又は条例第百三十四條第二項の規定により自動車の取得者が提出すべき報告書は、法施行規則で定める様式による。</p> <p>2 法第百六十一条第二項の規定により納税義務者が提出すべき修正申告書は、第五十三号様式による。</p> <p>3 条例第百三十七條の九第一項の規定により納税義務者が提出すべき申告書は、法施行規則で定める様式による。</p> <p>4 条例第百三十七條の九第二項の規定により納税義務者が提出すべき申告書は、法施行規則で定める様式による。</p> <p>(証紙代金収納計器による表示)</p>	<p>第六十七條 条例第百十四條第二項に定める書類は、身体障害者にあつては身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五條の規定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四條の規定により交付された戦傷病者手帳、知的障害者にあつては厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神障害者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。</p> <p>(申告書)</p>
<p>第六十九條の二 条例第百三十五條第三項又は第百三十七條の八第六項の規定により、証紙代金収納計器による表示を受けようとする自動車税の納税義務者は、証紙代金収納計器の設置場所において、納付すべき税額に相当する現金を払込みの上、法施行規則で定める申告書に当該表示を受けなければならない。</p> <p>(証紙代金収納計器取扱者の指定等)</p> <p>第六十九條の二の二 証紙代金収納計器による表示は、知事の指定を受けた者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）が行う。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器の設置場所その他の必要事項を記載した第五十四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の指定をする場合において必要があるとき、その者について必要な資力及び信用の有無並びに証紙代金収納計器の設置予定地の地理的条件を調査する。</p> <p>4 知事は、第一項の指定をしたときは、次に掲げる事項を告示する。指定を取り消し、又は当該事項を変更したときも、同様とする。</p> <p>一 証紙代金収納計器取扱者の住所及び氏名</p>	<p>第六十九條 条例第百三十條第一項の規定により納税義務者が提出すべき申告書は、法施行規則で定める様式による。</p> <p>2 条例第百三十條第二項の規定により納税義務者が提出すべき申告書は、法施行規則で定める様式による。</p> <p>(自動車税に係る証紙代金収納印の表示等)</p>
<p>第六十九條の二 自動車税に係る証紙代金収納計器による表示、証紙代金収納印その他証紙代金収納計器の取扱い等に関しては、第五十四條から第六十三條まで及び第六十五條の規定を運用する。</p>	<p>第六十九條の二 自動車税に係る証紙代金収納計器による表示、証紙代金収納印その他証紙代金収納計器の取扱い等に関しては、第五十四條から第六十三條まで及び第六十五條の規定を運用する。</p>

	<p>二 証紙代金収納計器の設置場所</p> <p>三 その他必要な事項 (証紙代金収納計器の取扱い等)</p>
	<p>第六十九条の二の三 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の設置場所に第五十五号様式による標札を掲げなければならない。</p>
2	<p>証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器の始動に必要な票札(以下「始動票札」という。)をあらかじめ自動車税事務所長から買い受けなければならない。</p>
3	<p>前項の始動票札は、始動票札入金管理用システムにより交付する。</p>
4	<p>証紙代金収納計器取扱者は、第六十九条の二の規定により自動車税の納税義務者から納付すべき税額に相当する現金を受け取つたときは、証紙代金収納計器により証紙代金収納印を表示しなければならない。</p>
5	<p>前項の証紙代金収納印の印影の形式は、第五十七号様式による。 (始動票札買受けの手続等)</p>
	<p>第六十九条の二の四 証紙代金収納計器取扱者は、始動票札を買い受けようとするときは、買い受けようとする始動票札の種類その他の必要事項を記載した買受申込書を自動車税事務所長に提出しなければならない。</p>
2	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札を買い受けたときは、直ちに受領書を自動車税事務所長に提出するとともに、当該買受けの日から起算して二日以内に当該始動票札の買受代金を納付しなければならない。</p>
3	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札の買受代金を前項の期限後に納付する場合においては、その期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付金額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せて納付しなければならない。 (証紙代金収納計器取扱手数料)</p>
	<p>第六十九条の二の五 証紙代金収納計器取扱者に対しては、知事の定める額の証紙代金収納計器取扱手数料を支払う。 (証紙代金収納計器の使用状況報告)</p>
	<p>第六十九条の二の六 証紙代金収納計器取扱者は、毎日の証紙代金収納計器の使用状況をその翌日に、毎月の証紙代金収納計器の使用状況をその翌月の三日までに自動車税事務所長に報告しなければならない。 (証紙代金収納計器の使用状況調査等)</p>
	<p>第六十九条の二の七 自動車税事務所長は、必要があると認めるときは、証紙代金収納計器の使用状況を調査し、又は証紙代金収納計器取扱者に対し</p>

	<p>必要な指示をすることができる。</p> <p>(証紙代金収納印の印影の無効)</p>
	<p>第六十九条の二の八 著しく汚染し、又はき損した証紙代金収納印の印影は、無効とする。</p> <p>(始動票札の返還等)</p>
	<p>第六十九条の二の九 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は交換することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>一 始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき。</p> <p>二 証紙代金収納計器取扱者の指定を取り消したとき。</p> <p>三 その他自動車税事務所長がやむを得ないと認めたととき。</p>
2	<p>前項各号のいずれかに該当する場合において、始動票札を返還し、又は交換しようとする者は、始動票札返還(交換)申請書を自動車税事務所長に提出しなければならない。</p>
3	<p>自動車税事務所長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を調査の上、適当と認めるものについてその返還を受け、又は交換をすることができる。</p>
4	<p>始動票札を返還の上、その買受代金の還付を受けようとする者は、買受代金還付請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。</p>
5	<p>証紙代金収納計器取扱者は、使用済となった始動票札は、始動票札返納書により、速やかに自動車税事務所長に返納しなければならない。</p>
6	<p>証紙代金収納計器取扱者は、始動票札受払簿により、始動票札の受払いの状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(誤表示の取扱い)</p>
	<p>第六十九条の二の十 証紙代金収納計器取扱者は、証紙代金収納計器により正当額を超える額を表示したときは、当該表示に係る証紙代金収納印の印影を第五十八号様式による誤表示印により判明に消印し、正当額を再表示しなければならない。この場合において、証紙代金収納計器取扱者は、誤表示確認書に必要事項を記載の上、当該申告書を添えて、直ちに自動車税事務所長の確認を受けなければならない。</p>
2	<p>前項の規定により消印した額に相当する金額の還付を受けようとする証紙代金収納計器取扱者は、当該誤表示額の還付請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(納税済印)</p>
	<p>第六十九条の三 条例第百三十五条第一項又は第百三十七条の八第四項に規定する納税済印は、第八十四号様式による。</p> <p>(納税義務の履行)</p>

(納税済印)

第六十九条の三 条例第百二十九条第四項に規定する納税済印は、第八十四号様式による。

第六十九条の三の二 条例第百三十五条第一項又は第百三十七条の八第四項の規定により徴収する自動車税の納税義務は、条例第百三十五条第一項又は第百三十七条の八第四項の規定による表示を受けた申告書の受理があつたとき又は納税済印の押印のあつたときに履行されたものとする。
(免除申告書等)

第六十九条の三の三 条例第百三十七条第八項の規定により提出する免除申告書若しくは徴収金の選付申請書又は条例第百三十七条の二第三項の規定により提出する免除申請書若しくは徴収金の選付申請書は、第六十号様式による。

2 条例第百三十七条第二項の規定により徴収を猶予し、又は同条第四項の規定により徴収猶予を取り消す場合は、第七号様式の二による徴収猶予承認通知書又は第七号様式の七による徴収猶予取消通知書によつて、申告者に通知しなければならない。
(条例第百三十七条の三第二項又は第百三十七条の十三第二項に規定する規則で定める書類)

第六十九条の三の四 条例第百三十七条の三第二項又は第百三十七条の十三第二項に定める書類は、身体障害者にあつては身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により交付された戦傷病者手帳、知的障害者にあつては厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神障害者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。
(条例第百三十七条の十一第二項に規定する規則で定める期限)

第六十九条の四 条例第百三十七条の十一第二項に定める期限は、納期限とする。ただし、別に定める申請期限がある場合にあつては、当該申請期限とする。
(条例第百三十七条の十四第二項に規定する規則で定める書類)

第六十九条の五 条例第百三十七条の十四第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 条例第百三十七条の十四第一項に規定する商品中古自動車であることを証明する書類

第六十九条の三の二 条例第百三十五条第一項又は第百三十七条の八第四項の規定により徴収する自動車税の納税義務は、条例第百三十五条第一項又は第百三十七条の八第四項の規定による表示を受けた申告書の受理があつたとき又は納税済印の押印のあつたときに履行されたものとする。
(免除申告書等)

第六十九条の三の三 条例第百三十七条第八項の規定により提出する免除申告書若しくは徴収金の選付申請書又は条例第百三十七条の二第三項の規定により提出する免除申請書若しくは徴収金の選付申請書は、第六十号様式による。

2 条例第百三十七条第二項の規定により徴収を猶予し、又は同条第四項の規定により徴収猶予を取り消す場合は、第七号様式の二による徴収猶予承認通知書又は第七号様式の七による徴収猶予取消通知書によつて、申告者に通知しなければならない。
(条例第百三十七条の三第二項又は第百三十七条の十三第二項に規定する規則で定める書類)

第六十九条の三の四 条例第百三十七条の三第二項又は第百三十七条の十三第二項に定める書類は、身体障害者にあつては身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により交付された身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により交付された戦傷病者手帳、知的障害者にあつては厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、精神障害者にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳とする。
(条例第百三十三条の二第二項に規定する規則で定める期限)

第六十九条の四 条例第百三十三条の二第二項に定める期限は、納期限とする。ただし、別に定める申請期限がある場合にあつては、当該申請期限とする。
(条例第百三十五条第二項に規定する規則で定める書類)

第六十九条の五 条例第百三十五条第二項に定める書類は、第六十七条に規定する書類とする。
(条例第百三十六条第二項に規定する規則で定める書類)

第六十九条の六 条例第百三十六条第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 条例第百三十六条第一項に規定する商品中古自動車であることを証明する書類

<p>二 (略) (納税証明書等)</p> <p>第七十条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二第一項の規定による自動車税種別割納税証明書の様式は、第八十五号様式又は第八十五号様式の四による。</p> <p>2 県税事務所長又は自動車税事務所長は、納税者から自動車税種別割納税証明書の交付の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第八十五号様式の六による自動車税種別割納税証明書を交付するものとする。</p>	<p>二 (略) (納税証明書等)</p> <p>第七十条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二第一項の規定による自動車税納税証明書の様式は、第八十五号様式、第八十五号様式の二、第八十五号様式の三又は第八十五号様式の四による。</p> <p>2 県税事務所長又は自動車税事務所長は、納税者から自動車税納税証明書の交付の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第八十五号様式の六による自動車税納税証明書を交付するものとする。</p>
---	--

様式目次中

「七の二	第十条、第十一条の二、第六十六条	徴収猶予、換価の猶予承認通知書	を
「七の二	第十条、第十一条の二、第六十九条の三の三	徴収猶予、換価の猶予承認通知書	に、
「七の七	第十条、第十一条、第十条の二、第六十六条	徴収猶予、換価の猶予取消通知書	を
「七の七	第十条、第十一条、第十条の二、第六十九条の三の三	徴収猶予、換価の猶予取消通知書	に、
「十四	第十五条	還付金等還付(充当・納付委託)通知書(兼自動車税減額通知書)	を
「十四	第十五条	還付金等還付(充当・納付委託)通知書(兼自動車税種別割減額通知書)	に、
「五十三	第五十三条	自動車取得税修正申告書	
五十四	第五十五条	証紙代金収納計器取扱者指定申請書	
五十五	第五十六条	自動車取得税・自動車税証紙代金収納計器取扱所標札	
五十六	第五十六条	証紙代金収納計器始動票札	を
五十七	第五十六条	証紙代金収納印	
五十八	第六十二条	誤表示印	
五十九	第六十四条	自動車取得税納税済印	
六十	第六十六条	自動車取得税免除、還付申告(申請)書	に
「五十三	第六十九条	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割修正申告書	
五十四	第六十九条の二の二	証紙代金収納計器取扱者指定申請書	
五十五	第六十九条の二の三	証紙代金収納計器取扱所標札	
五十六	削除		
五十七	第六十九条の二の三	証紙代金収納印	に
五十八	第六十九条の二の十	誤表示印	
五十九	削除		
六十	第六十九条の三の三	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割免除、還付申告(申請)書	に
「八十四	第六十九条の三	自動車税納税済印	
八十五	第七十条	自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	
八十五の二	第七十条	自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	

八十五の三	第七十条	自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	を
八十五の四	第七十条	自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	
八十五の五	削除		
八十五の六	第七十条	自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	」
「八十四	第六十九条の三	納税済印	
八十五	第七十条	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	
八十五の二	削除		
八十五の三	削除		に改める。
八十五の四	第七十条	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	
八十五の五	削除		
八十五の六	第七十条	自動車税種別割納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)	」

第七号様式の二を次のように改める。

第7号様式の2 (第10条、第11条の2、第69条の3の3関係)

(納税者又は特別徴収義務者宛て) 年 月 日 住(居)所 氏 名 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 三重県知事 県税事務局長 印 自動車税事務局長 </div>									
徴収猶予 承認通知書 換価の猶予									
年 月 日付で申請のあつた 徴収猶予 換価の猶予 については、下記のとおり承認しましたので、 地方税法第15条の2の2第1項 地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項 の規定により通知します。									
猶予税額	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞納処分費	計
				..	円	円	円	円	円
				..					
				..					
	合 計								
猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 間							
納付(納入)計画	期 限	金 額	期 限	金 額	期 限	金 額			
	. .	円	. .	円	. .	円			
	. .	円	. .	円	. .	円			
	. .	円	. .	円	. .	円			
該当条項		地方税法第15条 第 項第 号							
担 保									
備 考									

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第七号様式の七を次のように改める。

第7号様式の7（第10条、第11条、第11条の2、第69条の3の3関係）

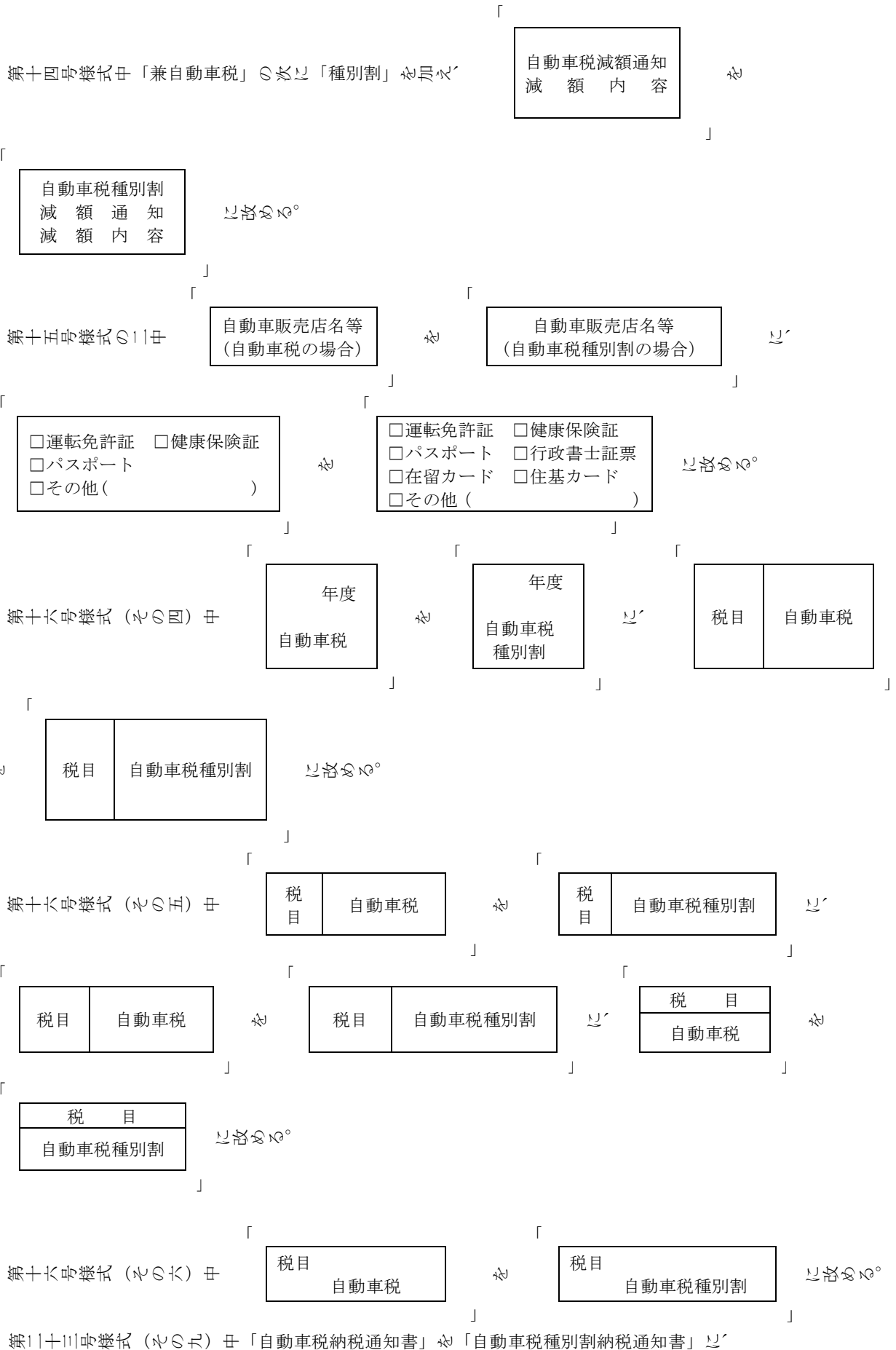
(滞納者宛て) 年 月 日 住(居)所 氏 名 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 三重県知事 県税事務所長 印 自動車税事務所長 </div>									
徴収猶予 換価の猶予 取消通知書									
<p style="text-align: center;">年 月 日付で 徴収猶予 換価の猶予 をした地方税については、下記の理由に</p> <p style="text-align: center;"> 地方税法第15条の3第3項 より猶予を取り消しましたから、 地方税法第15条の5の3第2項で準用する同法第15 地方税法第15条の6の3第2項で準用する同法第15 条の3第3項 の規定により通知します。 条の3第3項 ついては、速やかに下記の滞納金額を納付してください。 </p>									
滞納金額	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞納 処分費	計
				..	円	円	円	円	円
				..					
				..					
	合 計								
取消理由									
備 考									

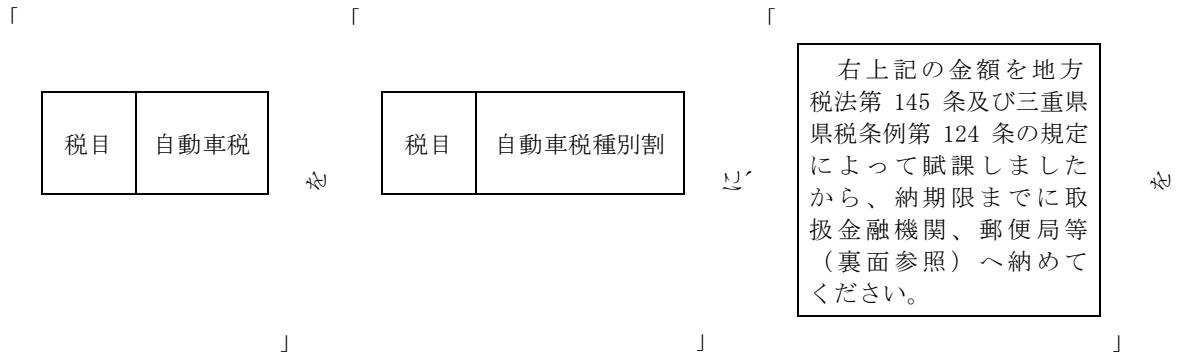
注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

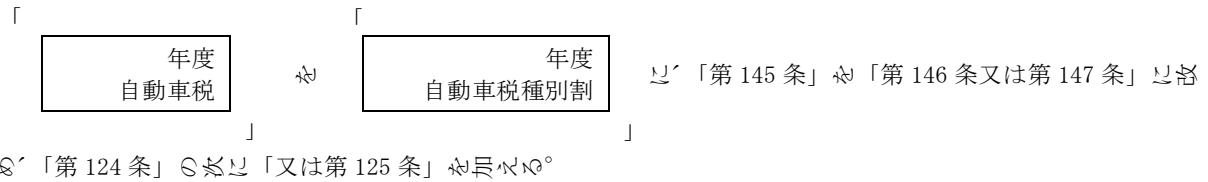
なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

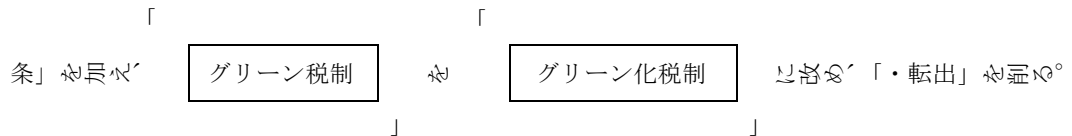




第 11 条第 1 項第 10 号の「自動車税納税通知書」と「自動車税種別割納税通知書」



第 11 条第 1 項第 11 号の「自動車税納税通知書」と「自動車税種別割納税通知書」は「自動車税は」と「自動車税種別割は」と「第 145 条」と「第 146 条又は第 147 条」と「第 124 条」と「又は第 125



第 11 条第 1 項第 11 号の「自動車税減額通知書」と「自動車税種別割減額通知書」は「自動車税に」と「自動車税種別割に」と「自動車税は」と「自動車税種別割は」と

第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 条第 1 項第 1 号までのこととする。

第53号様式（第69条関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 三重県自動車税事務所長 宛て 地方税法第161条又は同法附則第29条の11の規定により申告します。				年	月	日	※処理事項 精査 整理簿 調定簿
		登録(車両)番号	取得年月日	主たる定置場	初度登録年月(検査年)	車名型式			
納税義務者	住所 氏名	⑨		自動車の種別	普通乗用 小型乗用 トラック 貨客兼用 バス 小型三輪 特種用途 軽四輪 軽三輪	取得原因	新・中区分 新・古車 車	自・営区分 自家用 営業用	
	住所 氏名								取得原因
販売業者又は者	住所 氏名	課税標準額	税率	税額	申告期限	有償・無償	取得金額	円	
申告区分	取得価額	円	100	円	・	有償	この修正申告によって納付する証紙の金額	円	
当初申告金額	円	円	100	円	延滞金の計算日数	無償		延滞金額の証紙の金額	円
修正申告金額					日	償		円	
増(減)差金額					延滞金額			円	
注1 「自動車の種別」、「取得原因」、「新・中区分」、「自・営区分」及び「有償・無償」の欄は○で囲み、その他は分りやすく記載してください。 2 ※印欄には、記載しないでください。									
証紙代金収納印欄									

第 54 号様式 (第 69 条の 2 の 2 関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

申請人

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名) ㊤

証紙代金収納計器取扱者指定申請書

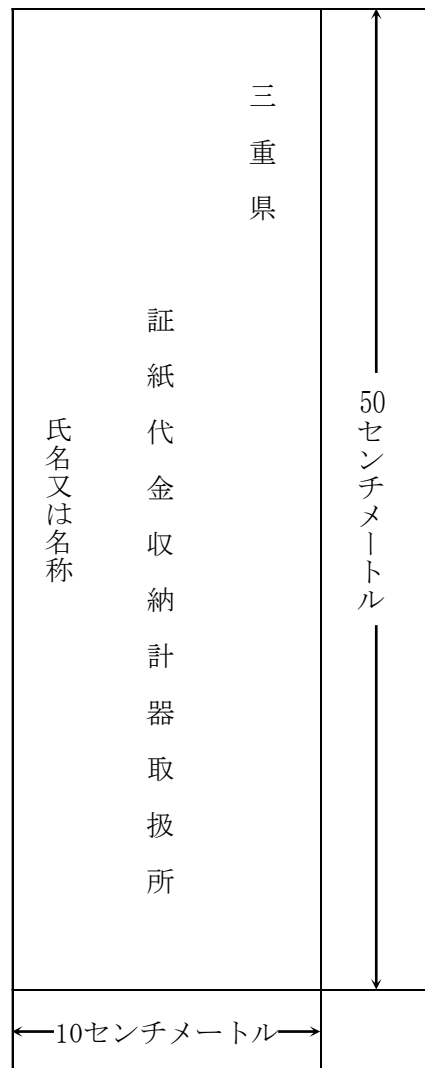
証紙代金収納計器取扱者の指定を受けたいので、三重県県税条例施行規則第69条の2の2第2項の規定により次のとおり申請します。

証紙代金収納計器	設 置 場 所			
	名 称 及 び 型 式			
	製 造 番 号			
	付すべき印の 記 号 番 号			
始 動 票 札 の 額 面 金 額				
使 用 開 始 年 月 日				

(規格 A4)

第55号様式（第69条の2の3関係）

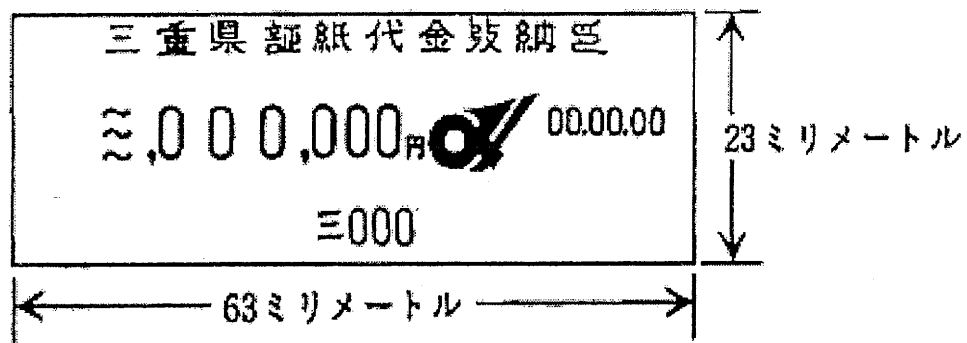
証紙代金収納計器取扱所標札



第56号様式 削除

第57号様式（第69条の2の3関係）

証紙代金収納印

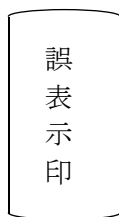


注1 「00.00.00」には年月日を記載します。

2 「000,000」には金額を記載します。

3 「三000」には収納計器番号を記載します。

第58号様式（第69条の2の10関係）



大きさ 縦 25ミリメートル
横 14ミリメートル

第 59 号様式 削除

第60号様式 (第69条の3の3関係)

受付 印	年 月 日		住所又は所在地		精 査	整 理 簿	調 定 簿
	申告又は 申請者		氏名又は名称 個人番号又は 法人番号				
自動車税事務所長 宛て							
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 免除、還付申告 (申請) 書							
次の理由により地方税法 (第164条、第165条) 又は同法附則 (第29条の9、第29条の13) に規定する (納税義務の免除、還付) を (申告、申請) します。							
登録番号	主たる 定置場	取得価額	課 税 標準額				
登録 年月日	車 種	取 得 年 月 日	税 額				
納税義務の免除を 受けようとする理由 (該当項目の番号を) (○で囲むこと。							
1 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車を取得し、その債権の消滅により取得の日から6月以内 に譲渡担保財産の設定者に当該自動車を移転する予定							
2 自動車販売業者から自動車を取得し、当該自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から 1月以内に当該販売業者に返還したため。							
上記理由の完了年月日		年 月 日	譲渡担保 財産の 設定者		住 所		
徴収猶予の期間		年 月 日まで	自 動 車 販 売 業 者 (購入先)		氏 名		
還 付 申 請 額	納 付 年 月 日	住 所		氏 名			

注1 納税義務の免除を受けようとする理由のうち1の理由で免除を申告した場合は、取得の日から6月以内の期間を限って徴収猶予されます。6月以内にその理由の完了がないときは免除は受けられません。

2 税額がすでに納付されているときは、この申請により還付されます。

第八十四号様式を次のように改める。

第 84 号様式 (第 69 条の 3 関係)



納 税 済 印

- 注 1 直径35ミリメートルとする。
- 2 中心部に納税済額を挿入する。
- 3 内円下部に納税年月日を挿入する。

第八十五号様式中「自動車税委任証明書」を「自動車税種別割委任証明書」に、「自動車税は」を「自動車税種別割は」に改める。

第八十五号様式の二及び第八十五号様式の三を次のように改める。

第85号様式の2及び第85号様式の3 削除

第八十五号様式の四中「自動車税委任証明書」を「自動車税種別割委任証明書」に、「自動車税は」を「自動車税種別割は」に改める。

第八十五号様式の六中「自動車税委任証明書」を「自動車税種別割委任証明書」に、「自動車税は」を「自動車税種別割は」に、「自動車税委任通知書」を「自動車税種別割委任通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条並びに附則第四項から第六項までの規定 令和元年十月一日
 - 二 第一条中三重県県税条例施行規則第四十二条の二の改正規定 令和五年一月一日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県県税条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書等は、この規則による改正後の三重県県税条例施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 4 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 第二条の規定による改正後の三重県県税条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 6 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十四号

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部を改正する規則

三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和三十四年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書等の様式)	(文書等の様式)
第二条 県税及びこれに係る徴収金の滞納処分の執行に必要な文書等は、次の各号に掲げるものとし、その様式は当該各号に定めるところによる。	第二条 県税及びこれに係る徴収金の滞納処分の執行に必要な文書等は、次の各号に掲げるものとし、その様式は当該各号に定めるところによる。
一 三十八 (略)	一 三十八 (略)
<u>三十八の二 滞納処分関係書類引渡書 第三十八号様式の二</u>	
<u>三十八の三 交付要求書等及び差押関係書類引渡書 第三十八号様式の三</u>	
三十九 (略)	三十九 (略)

三十九の二 換価執行に関する求意見書 第三十九号様式の二	
三十九の三 換価執行に関する意見書 第三十九号様式の三	
三十九の四 換価執行決定告知書 第三十九号様式の四	
三十九の五 換価執行決定通知書（滞納者宛て） 第三十九号様式の五	
三十九の六 換価執行決定通知書（交付要求機関宛て） 第三十九号様式の六	
三十九の七 換価執行決定取消通知書 第三十九号様式の七	
三十九の八 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書 第三十九号様式の八	
四十 差押財産等修理等処分同意書 第四十号様式	四十 差押財産修理等処分同意書 第四十号様式
四十一～六十八 (略)	四十一～六十八 (略)

第五号様式中

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。

を

「

別紙「処分理由」により、下記の財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

に改める。

」

第三十八号様式の次に次の二様式を加える。

第38号様式の2（第2条関係）

年 月 日				
(執行機関) 様 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長				
印				
滞納処分関係書類引渡書				
年 月 日付換価執行決定に係る下記滞納処分関係書類について、国税徴収法施行令第42条の2第1項の規定により引き渡します。				
滞納者	住(居)所			
	氏 名			
引渡しする書類	書類名	書類提出者の氏名	通数	備考
上記の書類を受領しました。 年 月 日 (換価執行決定機関名) 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長				
印				
番号		連絡先	所 属	担 当 者
			電 話	

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この引渡書は、国税徴収法第89条の2第3項による換価執行決定の告知を受けた場合に同法施行令第42条の2第1項の規定により換価執行決定を行った行政機関等に、交付要求書等及び滞納処分関係書類(原本を引き渡すことができないときは、その写し)を引き渡す場合に使用する。
- 二 この引渡書は、正副2通を作成送達し、副本は受領証として署名(記名を含む。)押印の上、返戻させる。
- 三 「備考」欄には、引渡しをする交付要求書等の到達順位等を必要に応じて記載する。

第38号様式の3（第2条関係）

年 月 日					
(執行機関) <div style="text-align: center;">様</div> 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長 <div style="float: right; margin-top: 10px;">印</div>					
交付要求書等及び差押関係書類引渡書					
年 月 日付換価執行決定の取消しに係る下記の交付要求書等及び差押関係書類について、国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により引き渡します。					
滞納者	住(居)所				
	氏 名				
引渡しする書類	書類名	書類提出者の氏名	通数	備考	
上記の書類を受領しました。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">(換価同意行政機関・差押効力発生行政機関名)</div> 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長 <div style="float: right; margin-top: 10px;">印</div>					
番号		連絡先	所 属	担 当 者	電 話

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この引渡書は、換価執行決定を取り消したときに、国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により、交付要求書等及び差押関係書類(原本を引き渡すことができないときは、その写し)を換価同意行政機関等に引き渡す場合、また参加差押書及び差押関係書類(原本を引き渡すことができないときは、その写し)を新たに差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡す場合に使用する。
- 二 この引渡書は、正副2通を作成送達し、副本は受領証として署名(記名を含む。)押印の上、返戻させる。
- 三 「備考」欄には、引渡しをする交付要求書等の到達順位等を必要に応じて記載する。

第三十九号様式を次のように改める。

第39号様式（第2条関係）

年 月 日					
(執行機関) 様 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長					
印					
参加差押財産換価催告書					
さきに参加差押えをした下記財産を至急換価して下さい。 国税徴収法第87条第3項の規定により催告します。					
滞納者	住(居)所				
	氏 名				
参加差押えをした財産	(名称、数量、性質、所在等)				
	参加差押年月日		年 月 日		
備考					
番号		連絡先	所属	担当者	電話

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この催告書は、国税徴収法第87条第3項の規定により参加差押えをした三重県知事、県税事務所長又は自動車税事務所長が、差押えをした行政機関等に対して速やかに換価するよう催告する場合に使用する。
- 二 「備考」欄には、この催告をすることを必要とする理由等を記載する。

第三十九号様式の次に次の七様式を加える。

第39号様式の2（第2条関係）

年 月 日					
(差押執行機関) 様 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長					
印					
換価執行に関する求意見書					
さきに換価催告をした下記参加差押財産について、国税徴収法第89条の2第1項の規定により、換価執行決定に係る同意の請求を行いますので、別紙「換価執行に関する意見書」にて同意の有無を御回答願います。					
滞納者	住(居)所				
	氏 名				
参加差押えをした財産	(名称、数量、性質、所在等)				
	参加差押年月日	年 月 日			
備考					
番号		連絡先	所 属	担 当 者	電 話

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この求意見書は、参加差押えをした三重県知事、県税事務所長又は自動車税事務所長が、国税徴収法第89条の2第1項の規定により差押執行機関等に換価執行決定に係る同意を請求する場合に使用する。
- 二 換価執行決定に係る参加差押え以外にも参加差押えがある場合には、「備考欄」にその参加差押執行機関と参加差押年月日を記載する。

第39号様式の3（第2条関係）

三重県知事 県税事務所長 様 自動車税事務所長 （差押執行機関）		年 月 日
印		
換価執行に関する意見書		
下記参加差押財産について、貴所が国税徴収法第89条の2第1項の規定による換価を 執行することに、同意 （ します。 しません。 ）		
滞納者	住(居)所	
	氏名	
参加差押えをした財産	(名称、数量、性質、所在等)	
	参加差押年月日	年 月 日
備考	(換価に同意しない場合につきましては、以下に理由等を記載願います。)	

第39号様式の4（第2条関係）

年 月 日									
(換価執行同意機関) 様 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長									
印									
換価執行決定告知書									
さきに換価執行に係る同意がありました下記参加差押財産について、国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行の決定をしますので、同条第3項の規定により告知します。 つきましては、同法施行令第42条の2第1項の規定により、交付要求書等及び滞納処分関係書類がある場合は、当所へ引き渡してください。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	期 別	税 目	納期限 督促等年月日	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	計
					円	円	円	円	円
	計								
参 加 差 押 え を し た 財 産	(名称、数量、性質、所在等)								
	参 加 差 押 年 月 日			年 月 日					
差押執行機関			差押年月日			年 月 日			
差押執行機関の同意年月日			年 月 日						
備 考									
番 号	連 絡 先			所 属	担 当 者			電 話	

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この告知書作成の日までの分を概算したものです。

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

この告知書は、国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行に同意した差押執行機関に、換価執行決定を告知する場合に送付する。

第39号様式の5（第2条関係）

年 月 日									
(滞納者) 住(居)所 氏 名									
様									
三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長									
									
<h3>換価執行決定通知書</h3>									
下記の参加差押財産について、差押執行機関の換価執行に係る同意があつたので、国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行を決定し、同条第4項の規定により通知します。									
滞納者	住(居)所								
	氏 名								
滞納金額	年度	期 別	税 目	納期限 督促等年月日	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	計
					円	円	円	円	円
	計								
参加差押えをした財産	(名称、数量、性質、所在等)								
	参加差押年月日			年 月 日					
差押執行機関				差押年月日		年 月 日			
差押執行機関の同意年月日				年 月 日					
備考									
番号	連絡先			所 属	担 当 者			電 話	

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。
 なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。
 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます。
 なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

この通知書は、国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行の決定をしたときに、滞納者に通知する場合に使用する。

第39号様式の6（第2条関係）

年 月 日									
(交付要求機関) 様 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長									
印									
換価執行決定通知書									
下記の参加差押財産について、差押執行機関の換価執行に係る同意があったので、国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行を決定し、同条第4項の規定により通知します。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	期 別	税 目	納期限 督促等年月日	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	計
					円	円	円	円	円
	計								
参 加 差 押 え を し た 財 産	(名称、数量、性質、所在等)								
	参 加 差 押 年 月 日			年 月 日					
差押執行機関				差押年月日		年 月 日			
差押執行機関の同意年月日				年 月 日					
備 考									
番 号	連 絡 先			所 属	担 当 者			電 話	

(注) 上記「滞納金額」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

この通知書は、国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行の決定をしたときに、その換価執行決定をした不動産に交付要求をした行政機関等に通知する場合に使用する。

第39号様式の7（第2条関係）

年 月 日				
(滞納者・換価同意執行機関・交付要求機関) 住(居)所 氏 名 様				
三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長				
印				
換価執行決定取消通知書				
さきに換価執行決定した下記参加差押財産について、国税徴収法第89条の3第 項の規定により、換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。				
滞 納 者	住(居)所			
	氏 名			
参 加 差 押 え を し た 財 産	(名称、数量、性質、所在等)			
	参加差押年月日	年 月 日		
備 考				
番 号		連 絡 先	所 属	担 当 者
			電 話	

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この取消通知書は、換価執行決定を取り消した場合において、その旨を国税徴収法第89条の3第3項の規定により滞納者、換価同意行政機関等及び換価執行決定に係る参加差押不動産に交付要求をした行政機関に通知する場合に使用する。従って通知文の文言のうち、空白になっている箇所には必要な文字を加入する。
- 二 換価同意行政機関等による換価執行決定に係る特定差押えが解除されたことにより換価執行決定が取り消された場合には、換価同意行政機関等に通知しない。

第39号様式の8（第2条関係）

年 月 日					
<p>(滞納者・交付要求機関)</p> <p>住(居)所 様</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長</p>					
換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知書					
<p>さきに換価執行決定した下記参加差押財産について、国税徴収法第89条の3第1項第2号の規定により、換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>また、同法第87条第1項の規定により、下記参加差押えにつき差押えの効力が生じたことから、同法第89条の4の規定により換価(公売)手続を続行します。</p>					
滞納者	住(居)所				
	氏 名				
参加差押えをした財産	(名称、数量、性質、所在等)				
	参加差押年月日	年 月 日			
備考					
番号		連絡先	所 属	担 当 者	電 話

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第89条の4の規定により、換価執行決定の取消しに係る参加差押不動産について換価を続行する場合において、滞納者及びその不動産につき交付要求をした行政機関に通知する場合に使用する。
- 二 換価執行決定に係る参加差押不動産に交付要求をした行政機関に送付する場合には、備考欄に「この取消前に交付を受けた交付要求書等に係る交付要求については、換価執行決定前にされた場合は換価同意行政機関、換価執行決定以後にされた場合は当所に交付要求したときに、当所に対し交付要求をしたものとみなします。」と付記する。

第四十号様式から第四十一号様式までを次のように改める。

第40号様式（第2条関係）

年 月 日						
(滞納者) 住(居)所 氏 名 <div style="float: right; margin-top: 20px;"> 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: 10px;"></div> </div>						
差押財産等修理等処分同意書						
下記差押財産等について、次のとおり修理等の処分をなした後換価することが有利と認められますので同意してください。						
修理等を行う差押財産等		修理等を 要する箇所	現在価額 概 算 〔修理前 の価額〕	修理費等 概算価額	修理等行っ た 後 の 見 積 価 額 概 算	摘要
名 称	数 量					
上記の修理等の処分をされることに同意します。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> 三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長 </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> 住(居)所 氏 名 様 </div> <div style="width: 20%; text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div> </div> </div>						
番号	連絡先	所 属	担 当 者	電 話		

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この同意書は、国税徴収法第93条の規定により、差押財産等に修理等の処分を行う場合において、滞納者に同意を求める文書に使用する。
- 二 この同意書は、正副2通を作成送達し、副本につき滞納者に署名(記名を含む。)押印の上、返戻させる。

第41号様式（第2条関係）

						公告第	号				
公売公告（兼見積価額公告）											
						年	月	日			
三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長						印					
<p>下記の差押財産等を国税徴収法第94条の規定により公売することとしたから、同法第95条の規定により公告します。</p> <p>また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告します。</p> <p>なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（当事務所に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。</p>											
公 売 方 法		入札、競り売り									
公 売 日 時	入札競り売り	年	月	日	午前 ^{前後}	時	分から	午後 ^{前後}	時	分	まで
	開 札	年	月	日	午前 ^{前後}	時	分				
公 売 場 所											
売 却 決 定		日 時	年	月	日	午前 ^{前後}	時	分	場 所		
買 受 代 金 納 付 期 限		年 月 日 午前 ^{前後} 時 分 まで									
そ の 他		別紙「公売心得書」のとおり									
公 売 財 産						公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公 売価額)				
財 産 番 号	名 称	数 量	性 質	所 在 そ の 他		円	円				

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この公告は、国税徴収法第95条の規定により公売を公告する場合（同法第99条の規定による見積価額の公告をあわせてする場合を含む。）に使用する。
- 二 国税徴収法第89条の2第1項の規定による換価執行決定に基づく特定参加差押不動産の公売を行う場合は、本文中「下記の差押財産等を国税徴収法」とあるのを「国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行決定を行った下記の差押財産等を同法」とする。また、差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は「国税徴収法第89条の2第1項の規定により換価執行決定を行った参加差押財産を含む下記の差押財産等を同法」とする。
- 三 この公告は、「公売方法」欄から「買受代金納付期限」欄までの事項が異なるものごとに別紙とする。
- 四 「公売方法」及び「公売日時」欄の「入札、競り売り」の文字については、不要の方を抹消する。
- 五 「開札」欄は、開札の開始の始期を記載する。
- 六 「売却決定」欄は、売却決定の始期を記載する。
- 七 「買受代金納付期限」欄は、国税徴収法第115条に規定する期限を記載する。
- 八 「公売財産」欄のうち「所在その他」欄には、必要に応じて滞納者の住（居）所及び氏名等を併記するほか、公売財産上に賃貸権又は地上権があるときは、その内容を記載する。また、差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、該当する不動産について、特定参加差押不動産である旨を記載する。
- 九 公売保証金を徴しないものについては、「公売保証金」欄に「不要」と記載する。
- 十 「見積価額」欄の記載にあたっては、次の点に留意する。
 - 1 見積価額を公告しないものについては、その旨を記載する。
 - 2 国税徴収法第99条第1項第2号又は第3号に該当するものとして動産の公売に関し見積価額を公告する場合には、この欄に記載するとともに、当該物件に見積価額票を貼る。
 - 3 見積価額の公告が後日となるものについては、その旨を記載する。この場合においては、後日、見積価額公告をこの公告の右方に掲示する。

十一 公売する財産の数が多いときは、「公売財産、公売保証金、見積価額」欄を別紙とすることができる。このときは、この欄には「別紙のとおり」と記載する。

十二 この公告と同時に、公売心得書をこの公告の下方に掲示する。

第42号様式（第2条関係）

										番号	
(滞納者、利害関係人) 住(居)所 氏名										年 月 日	
様										三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長	
公売通知書（債権申立催告書）											
下記の財産を国税徴収法第94条の規定により公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
公売方法		入札、競り売り									
公売日時	入札、競り売り		年 月 日		午後 時 分から		午後 時 分まで				
	開札		年 月 日		午後 時 分						
公売場所											
売却決定日時		年 月 日		午後 時 分		場所					
買受代金期限		年 月 日 午後 時 分まで									
その他											
公売財産	名称		数量	性質		所在その他		公保証金	見積価額		
								円	円		
公売に係る徴収金	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞処分費	納費		計
				・	円	円	円	円	円	円	
				・							
				・							
				・							
	合		計								

- (注) 1 公売財産の売却代金から配当を受けることができる者（交付要求をした者、質権、抵当権、その他の権利を有する者）は、債権現在額申立書を上記財産の売却決定する日の前日までに提出して下さい。
- 2 上記「公売に係る徴収金」のうち、延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。
- 3 この財産の公売手続については、「公売公告」、「最高価申込者の決定」及び「売却決定」の各処分に対して、以下のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。

これらの処分について不服のある場合は、それぞれの処分についてその処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内と、地方税法第 19 条の 4 に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事の処分の場合は異議申立てを、県税事務所長又は自動車税事務所長の処分の場合は審査請求を、三重県知事に対してすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して提出して下さい。

処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、三重県を被告として（三重県知事が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、決定又は裁決の送達を受けた日から 6 月以内であつても、決定又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立て又は審査請求があつた日から 3 月を経過しても決定又は裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定又は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(備考) 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第 96 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、滞納者、利害関係人等に対して公売の通知をする場合に使用する。

- 二 国税徴収法第 89 条の 2 第 1 項の規定による換価執行決定に基づく特定参加差押不動産の公売を行う場合は、本文中「下記の財産を国税徴収法」とあるのを、「国税徴収法第 89 条の 2 第 1 項の規定により換価執行決定を行った下記の財産を同法」とする。また、差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、「国税徴収法第 89 条の 2 第 1 項の規定により換価執行決定を行った財産を含む下記の財産を同法」とする。
- 三 「公売に係る徴収金」欄には必要に応じて、公売に係る徴収金以外の滞納徴収金を併記して差し支えない。この場合はその旨を明記する。また、特定参加差押不動産を公売する場合は、特定参加差押えに係る徴収金を記載すること。
- 四 差押財産と特定参加差押不動産を一括換価する場合は、該当する不動産について、「公売財産」欄のうち「所在その他」欄に特定参加差押不動産である旨を記載する。
- 五 交付要求（参加差押を含む。）をしている者に発するものについては、「公売財産」欄を必要に応じて簡記し、例えば名称その他については「何年何月何日、差押えに係る三方桐三重筆筒 1 棹ほか家財道具何点」とし、公売保証金及び見積価額の記載を省略しても差し支えない。なお「公売財産」欄は、質権者等交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであることに留意する。
- 六 権利者等にこの通知書を発送する場合には、債権現在額申立書の用紙を同封する。
- 七 国税徴収法第 96 条を準用する第 109 条第 4 項の規定により差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜に補正して使用する。

第四十七号様式中 「せり売」 を 「競り売り」 に改める。

附 則

- 1 上の規則は、公布の日から施行する。
- 2 上の規則の施行の日前に改正前の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 155 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 7 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表第 20 号の項（E）の欄を次のように改める。

一般社団法
人三重県私
立幼稚園・
認定こども
園協会

別表 1(4)の表に次のように加える。

25	三重県がん患者妊孕性温存治療費助成金	妊孕性温存治療を受けた者の経済的負担の軽減を図る。	将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存治療に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	--------------------	---------------------------	---	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
